

令和3年10月28日

土佐国道事務所

特殊車両の指導・取締を実施

～道路を安全・安心にご利用いただくために特殊車両の指導・取締を行います～

道路法に基づく車両の制限値を超える特殊車両は橋や舗装等の道路施設に重大な影響を与え、また交通上の支障となるため重大な事故を引き起こす可能性があります。

このため、特殊車両が道路を通行する場合には、事前に許可を得る必要があります。

しかしながら、許可を得ずに通行している車両も存在します。

そのような道路を違法に利用している無許可車両・許可証不携帯車両等に対して、適正な利用を促進し、特殊車両通行許可制度の普及・啓発を図るため、下記のとおり特殊車両の指導・取締を行います。

■ 取締場所： 国道32号 こうちけんながおかくんおとおとよちょうおがわ 高知県長岡郡大豊町小川

■ 取締日時： 令和3年10月28日（木）10：00～11：00（雨天中止）

※詳細は別紙を参照

現地取材に来られる場合は、事前にお問い合わせ先までご連絡をお願いします。

土佐国道事務所ホームページ <http://www.skr.mlit.go.jp/tosakoku/>

Twitter情報 https://twitter.com/mlit_tosa/



ホームページ



Twitter

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】に該当します。

お問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

国土交通省 四国地方整備局 土佐国道事務所 電話 088-884-0359（代表）

副所長（管理） まつさき 松崎 ひさき 久記 （内線）205

○管理第一課長 よしだ 吉田 よしかず 義和 （内線）431

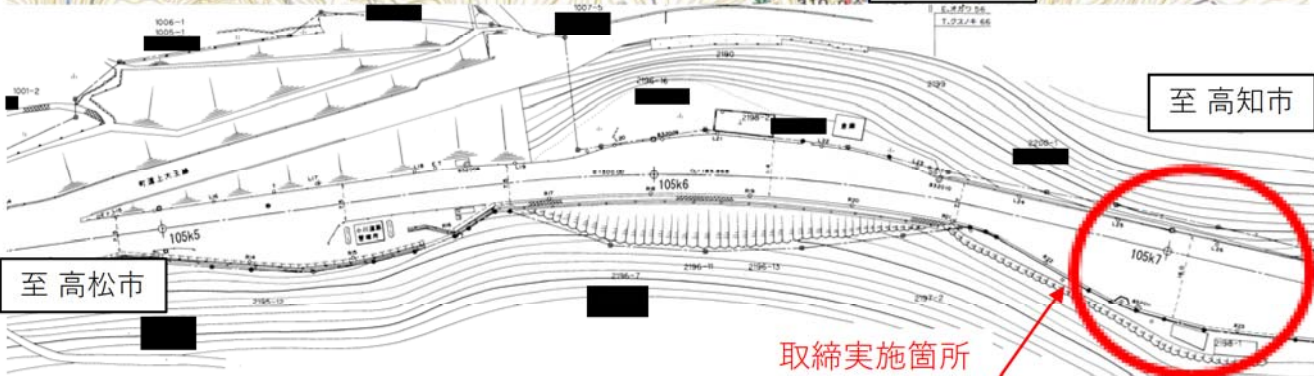
実施場所位置図

国道32号 高知県大豊町小川



(拡大図)

この地図は、国土地理院の地理院地図に加筆したものである。



道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

(道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条)

原則、下記の寸法や重量の一般的制限値を1つでも超える場合は、通行許可が必要です。

		一般的制限値 (最高限度)
寸 法	幅	2.5 m
	長さ	12.0 m
	高さ	3.8 m (高さ指定道路は 4.1 m)
	最小回転半径	12.0 m
重 量	総重量	20.0t (高速自動車国道および重さ指定道路は 25.0 t)
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t : 隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 未満 19.0t : 隣り合う車軸の軸距が 1.3 m 以上 かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t : 隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 以上
	輪荷重	5.0 t

指導取締状況



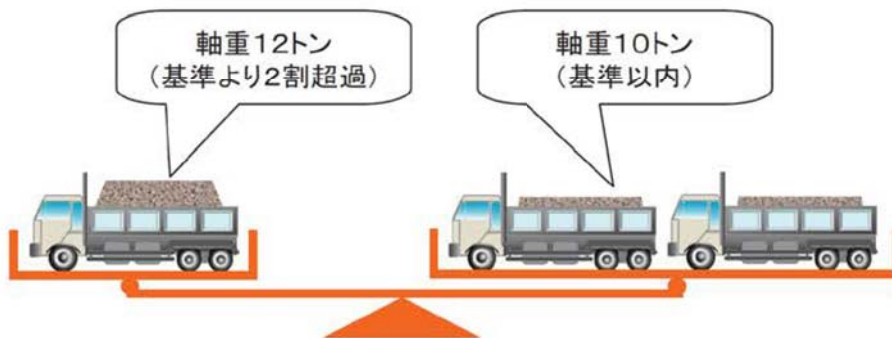
重量車両による疲労の蓄積(違反大型車が道路構造物に与える影響)

- 重量超過車両の通行による道路への疲労の蓄積が、構造物や舗装の損傷の主因です。つまり、積載重量超過などによる違反車両は、道路構造物の劣化を早めます。



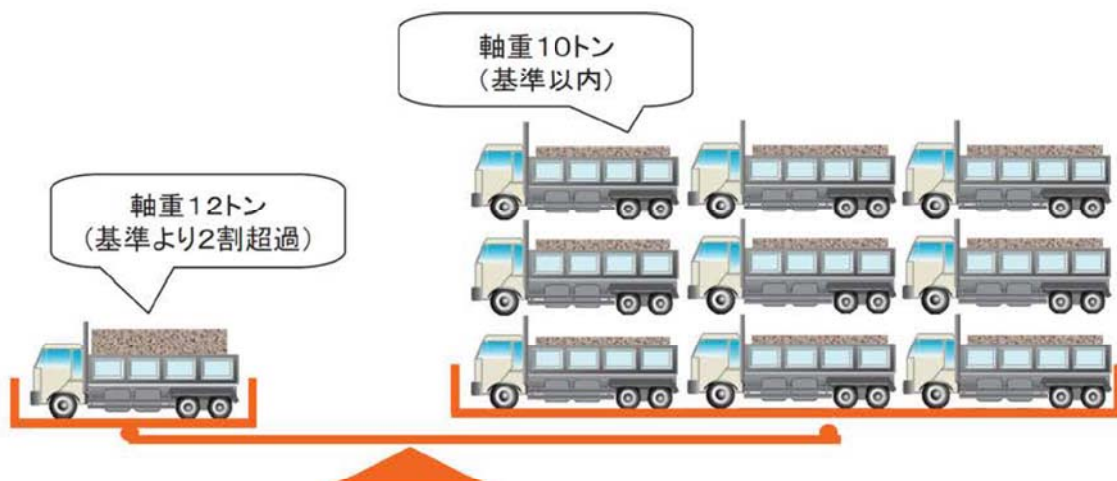
【舗装に与える疲労イメージ】

軸重12トン(基準より2割超過)1台の大型車両が舗装に与える疲労は、軸重10トン(基準以内)2台分の大型車両が舗装に与える疲労とほぼ同じ。



【床版に与える疲労イメージ】

軸重12トン(基準より2割超過)1台の大型車両が橋梁床版に与える疲労は、軸重10トン(基準以内)9台分の大型車両が床版に与える疲労とほぼ同じ。



特殊車両が道路交通に与える影響（事故による社会的影響）

■大型車両事故は、長時間の通行止めや道路交通施設に多大な影響を及ぼします。



カーブ走行中に、積み荷固定ワイヤーロープが緩み、積み荷（建設機械）が牽引荷台から滑落した。



木材運搬車両が走行中、カーブを曲がりきれずに外側歩道に横転。